

## 令第86条

積雪荷重は、積雪の単位荷重に屋根の水平投影面積及びその地方における垂直荷重を乗じて計算しなければならない。積雪の単位荷重は、積雪量1cmごとに1m<sup>2</sup>につき20N以上としなければならない。

建築基準法施行令第86条第3項に基づき、町田市建築基準法施行細則第36条により積雪荷重を定めています。

1. 常盤町、上小山田町、下小山田町、小山田桜台、相原町、小山町、小山ヶ丘  
平成12年建設省告示第1455号第2項により定められた告示式による数値

$$d(\text{垂直積雪量}) = \alpha \cdot l_s + \beta \cdot r_s + \gamma$$

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ は告示別表による。

$\alpha$  : 0.0005  $\beta$  : -0.06  $\gamma$  : 0.28

$l_s$  : 区域の標準的な標高(メートル)

$r_s$  : 区域の標準的な海率(区域に応じて告示別表のR(=40)の欄に掲げる半径(キロメートル)の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するものの面積割合)

(注記: $r_s$ については安全側として0で検討することも可能です。)

区域の標準的な標高、海率について、町田市で定めている数値はありません。

積雪量の算出にあたって、以下を参考にしてください。

$l_s$  : 区域の標準的な標高

①計画敷地のボーリング調査等による標高

②国土交通省 国土地理院ホームページ「地理院地図」による標高(スマートフォンでも確認可能)

[<検索キーワード>地理院地図](#)

2. その他の区域

0.33メートル

詳細については町田市ホームページ「構造計算における積雪荷重について」をご参照ください。

・町田市ホームページ:構造計算における積雪荷重について

[トップページ](#)>[暮らし](#)>[住まい・道路](#)>[都市づくり](#)>[建築行為関係](#)>[建築物にかかる規制など](#)>  
[構造計算における積雪荷重について](#)